

参考資料

- 1 諸問文
- 2 川崎市男女平等推進行動計画（現行：第2期）体系図
- 3 男女平等かわさき条例
- 4 川崎市男女平等推進審議会規則
- 5 第5期川崎市男女平等推進審議会委員名簿
- 6 第5期川崎市男女平等推進審議会検討経過

23 川市人第 61 号
平成 23 年 4 月 1 日

川崎市男女平等推進審議会会長 様

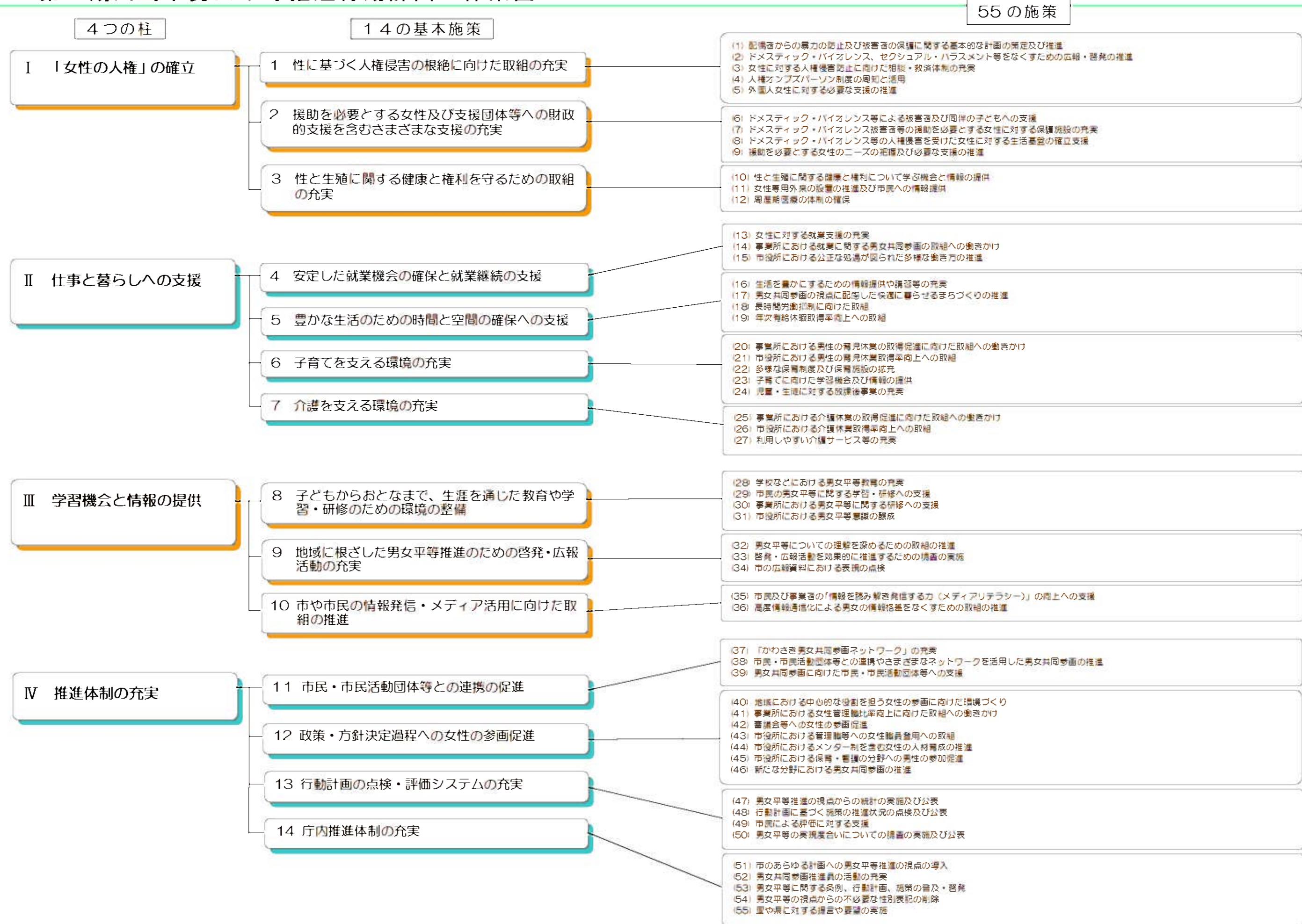
川崎市長 阿 部 孝 夫

次期川崎市男女平等推進行動計画の策定に向けた川崎市の
男女平等の推進に関する施策について（諮問）

平成 21 年度に策定した「第 2 期川崎市男女平等推進行動計画」は平成 25 年度末をもって計画期間が満了となるため、第 3 期行動計画を策定します。

つきましては、現行の「川崎市男女平等推進行動計画」の推進状況や男女共同参画を取り巻く社会・経済情勢の変化を踏まえ、今後、川崎市が取り組むべき男女平等の推進に関する施策について、男女平等かわさき条例（平成 13 年川崎市条例第 14 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

第2期川崎市男女平等推進行動計画 体系図



男女平等かわさき条例

平成 13 年 6 月 29 日
条例 第 14 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条～第 7 条)

第 2 章 基本施策等(第 8 条～第 15 条)

第 3 章 拠点施設(第 16 条)

第 4 章 男女平等推進審議会(第 17 条)

第 5 章 雜則(第 18 条)

附則

川崎市においては、男女平等の実現に向けて、国内外の動向を考慮しつつ、地域の実情に応じた様々な取組を進めてきた。

しかしながら、今なお、様々な分野において男性を中心とする意識、性別による固定的な役割分担等が存在し、男女の自立、特に女性の社会的及び経済的自立が阻まれている。

このような状況を踏まえ、市、市民及び事業者が相互に協力しながら、それぞれの役割を積極的に果たして男女平等を一層推進していく必要がある。

男女があらゆる場において男女平等にかかる人権の侵害を受けることがなく、自立することができ、共に働き、学び、及び生活することができる快適で平和な男女共同参画社会としての男女平等のまち・かわさきを創造していくため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女平等の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の役割を明らかにするほか、必要な事項を定めることにより、男女平等を総合的かつ計画的に推進し、もって市、市民及び事業者の協働による男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 男女平等は、次の基本理念にのっとり、その推進が図られなければならない。

(1) 男女が共に職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場(以下「あらゆる場」という。)において、個人として自立し、自由に生き方を選ぶとともに、多様な生き方及び個性を互いに尊重し、責任を分かち合うこと。

(2) 男女が共にあらゆる場において、社会における制度、慣行、意識等に起因する性別による差別的取扱いを受けることがなく、人権が尊重されること。

(3) 社会のあらゆる分野における立案、決定その他の活動に男女が平等に参画する機会を確保し、個人が本来持っている能力を十分に発揮すること。

(4) 男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができるること。

(5) 地域社会を構成するすべての者が、自らの意思と相互の協力により、積極的に男女平等を推進し、生活する者にとって快適な生活優先型社会を創造すること。

（市の役割）

第 3 条 市は、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女のいずれかの参画が十分になされていない場における男女の平等な参画の機会の確保(以下「男女の平等な参画の機会の確保」という。)に取り組むほか、あらゆる施策において男女平等が図られるよう男女平等を総合的かつ計画的に推進する役割を担うものとする。

（市民の役割）

第 4 条 市民は、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女の平等な参画の機会の確保に取り組み、及び市の実施する男女平等を推進するための施策(以下「男女平等施策」という。)に協力する役割を担うものとする。

（事業者の役割）

第 5 条 事業者は、その事業活動において、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女の平等な参画の機会の確保、育児、介護等の家庭生活と職業生活が両立できるようにするための支援等に取り組み、及び市の実施する男女平等施策に協力する役割を担うものとする。

（男女平等にかかる人権侵害の禁止）

第 6 条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱い、性的な言動に対する相手の対応により当該相手に不利益を与え、又は性的な言動により相手の生活の環境を害する行為、配偶者等に対する著しい身体的又は精神的苦痛を与える暴力的行為等の男女平等にかかる人権の侵害(以下「男女平等にかかる人権侵害」という。)を行ってはならない。

（男女平等にかかる人権侵害に対する相談及び救済）

第 7 条 川崎市人権オンブズバーソン条例(平成

- 13年川崎市条例第19号)第12条第1項に規定する市民等は、川崎市人権オブズバーソンに對し、男女平等にかかる人権侵害について相談し、又は男女平等にかかる人権侵害からの救済を求めることができる。
- 2 市は、川崎市人権オブズバーソンによるものほか、男女平等にかかる人権侵害に関する相談又は救済については、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに男女平等にかかる人権侵害を受けた者の立場に配慮した対応に努めるものとする。

第2章 基本施策等

(行動計画)

- 第8条 市は、男女平等施策その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる川崎市男女平等推進行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。
- 2 市長は、行動計画を策定する場合は、あらかじめ、川崎市男女平等推進審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めるものとする。
- 3 市長は、行動計画を策定したときは、これを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(年次報告)

- 第9条 市長は、行動計画に基づいた施策の実施状況について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

(参画の機会を積極的に提供する施策の推進)

- 第10条 市は、社会のあらゆる分野における活動への参画の機会に係る男女間の格差の是正を図るために、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し当該機会を積極的に提供する施策を推進するものとする。

(学習等のための支援)

- 第11条 市は、学校教育、家庭教育その他社会における教育において行われる男女平等に関する学習等のために必要な支援に努めるものとする。

(関係団体への支援)

- 第12条 市は、男女平等を推進する活動を行う関係団体の自主性及び主体性を尊重しつつ、当該活動について必要な支援に努めるものとする。

(情報の収集及び調査研究)

- 第13条 市は、男女平等に関する情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(広報活動等)

- 第14条 市は、男女平等に関する理解の促進を図るために、広報活動を行うとともに、市民及び事業者に対する普及啓発及び必要な情報の提

供に努めるものとする。

(推進体制等)

- 第15条 市は、男女平等を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。
- 2 市は、男女平等の推進に当たっては、市民、事業者、関係機関、関係団体等との有機的な連携に努めるものとする。

第3章 拠点施設

(拠点施設)

- 第16条 市は、川崎市男女共同参画センターを拠点として、男女平等施策を推進するものとする。

第4章 男女平等推進審議会

(男女平等推進審議会)

- 第17条 第8条第2項に定めるもののほか男女平等の推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市男女平等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、委員13人以内で組織する。
- 3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 委員は、市民、事業者、関係団体の代表者及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 第4項の委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 8 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第5章 雜則

(委任)

- 第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、市長が定める。

附 則

- この条例は、平成13年10月1日から施行する。ただし、第7条の規定は、市長が定める日から施行する。

(平成14年3月29日規則第32号で平成14年5月1日から施行)

川崎市男女平等推進審議会規則

平成 13 年 9 月 28 日
規則 第 83 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、男女平等かわさき条例(平成 13 年川崎市条例第 14 号)第 17 条第 9 項の規定に基づき、川崎市男女平等推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に關し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 市民のうちから委嘱される委員は、公募によるものとする。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会は会長が招集し、会長はその会議の議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 5 条 審議会は、その調査審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(部会)

第 6 条 審議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長 1 人を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

5 部会の会議については、前 2 条の規定を準用する。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、市民・こども局において処理する。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるものほか、議事の手続その他審議会の運営に關し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

第5期川崎市男女平等推進審議会委員名簿

(五十音順、敬称略)

◎会長 ○副会長

【任期：平成23年4月1日から平成25年3月31日まで】

	氏 名	専 門 分 野	備 考
1	あべ 裕子	D V被害者支援	
2	えはら 和人	市民公募	
3	えびな 直子	企業推薦	
4	おおこし 大越	団体推薦	
5	おがた 泰伸	社会学	
6	かとう 加藤	社会学	
7	◎ 加藤 千恵	社会学	
8	木村 美根雄	団体推薦	
9	さかい 酒井	労働科学、人間工学	
10	○ 佐賀 悅子	法律	
11	たなか 俊之	男性学	
12	どもん 里江	団体推薦	
13	ロー（田村）紀子	市民公募	

第5期川崎市男女平等推進審議会検討経過

年	審議内容	
	全体会	
2011 (H23)	第1回 (6/3)	<ul style="list-style-type: none"> 委員の委嘱 会長、副会長の選出 川崎市男女平等推進審議会について 川崎市における男女平等施策について 諮問「次期川崎市男女平等推進行動計画の策定に向けた川崎市の男女平等の推進に関する施策について」
	第2回 (7/22)	<ul style="list-style-type: none"> 第2期男女平等推進行動計画の評価にかかるヒアリングについて (ヒアリングテーマの検討)
	第3回 (8/26)	<ul style="list-style-type: none"> 第2期男女平等推進行動計画の評価にかかるヒアリングについて (ヒアリング内容の検討)
	第4回 (9/22)	<ul style="list-style-type: none"> 第2期川崎市男女平等推進行動計画の評価にかかるヒアリングの実施 (川崎区役所保健福祉サービス課、川崎市男女共同参画センター、上下水道局労務課・庶務課へヒアリングを実施)
	第5回 (10/28)	<ul style="list-style-type: none"> 第2期川崎市男女平等推進行動計画の評価にかかるヒアリングのまとめについて
	第6回 (11/25)	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市男女平等推進審議会評価報告書の最終確認について 次期川崎市男女平等推進行動計画の策定について
2012 (H24)	第7回 (1/27)	<ul style="list-style-type: none"> 次期川崎市男女平等推進行動計画の策定について
	第8回 (2/24)	<ul style="list-style-type: none"> 次期川崎市男女平等推進行動計画の策定について (次期計画体系 (案) について)
	第9回 (3/16)	<ul style="list-style-type: none"> 次期川崎市男女平等推進行動計画の策定について (次期計画体系 (案) について) 平成24年度審議会日程調整について

	第10回 (5/25)	<ul style="list-style-type: none"> 次期川崎市男女平等推進行動計画の策定について (次期計画体系 (案) および数値項目 (案) について)
	第11回 (6/22)	<ul style="list-style-type: none"> 次期川崎市男女平等推進行動計画の策定について (次期計画体系 (案) および数値項目 (案) について) 第2期川崎市男女平等推進行動計画の評価にかかるヒアリングについて
	第12回 (7/27)	<ul style="list-style-type: none"> 次期川崎市男女平等推進行動計画の策定について 第2期川崎市男女平等推進行動計画の評価にかかるヒアリングについて (ヒアリングテーマの検討)
	第13回 (8/24)	<ul style="list-style-type: none"> 次期川崎市男女平等推進行動計画の策定について 第2期川崎市男女平等推進行動計画の評価にかかるヒアリングについて (ヒアリング内容の検討)
	第14回 (9/19)	<ul style="list-style-type: none"> 第2期川崎市男女平等推進行動計画の評価にかかるヒアリングの実施 (総務局人事課、こども本部こども福祉課、健康福祉局生活保護・自立支援室へヒアリングを実施)
	第15回 (10/26)	<ul style="list-style-type: none"> 第2期川崎市男女平等推進行動計画の評価にかかるヒアリングのまとめについて (ヒアリング結果報告 (案) について)
	第16回 (11/30)	<ul style="list-style-type: none"> 第2期川崎市男女平等推進行動計画の評価にかかるヒアリングのまとめについて 第3期川崎市男女平等推進行動計画について
2013 (H25)	第17回 (1/25)	<ul style="list-style-type: none"> 第3期川崎市男女平等推進行動計画について (次期行動計画体系 (案) について) 2011 (平成 23) 年度第2期川崎市行動計画～かわさき☆かがやきプラン～年次報告書 第5期川崎市男女平等推進審議会ヒアリング結果報告について
	第18回 (2/22)	<ul style="list-style-type: none"> 「川崎市男女平等推進行動について (答申)」(案) について
正副会長 会議 (3/5)		<ul style="list-style-type: none"> 答申案最終調整について
会長から 市長へ答 申 (3/22)		<ul style="list-style-type: none"> 会長から「川崎市男女平等推進行動計画について (答申)」を市長へ答申